

ビタミンM NO.52

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成28年9月号)

<今月のトピックス>

- ・平成28年度 地域別最低賃金額改定の目安について
- ・9月分から厚生年金保険料が変わります
- ・育児休業等の社会保険料について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成28年度 地域別最低賃金額改定の目安について

第46回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申がまとめられました。各都道府県の引上げ額の目安は以下のとおりです。

ランク	都道府県	引上げ額(目安)
A	千葉、東京、神奈川、愛知、埼玉、大阪、兵庫	25円
B	茨城、栃木、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、広島	24円
C	香川	23円
D	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山 岡山、鳥取、島根、高知、山口、福岡	22円
E	青森、岩手、秋田、山形、福島、徳島、愛媛、佐賀、長崎、熊本 大分、宮崎、鹿児島、沖縄	21円

上記の表のとおり確定した場合、大阪府は「現行858円から883円」、兵庫県では「現行794円から819円」へ最低賃金が引上げられることになります。今後は、各地方最低賃金審議会でこの答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査等の調査審議の上、答申を行い各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することになります。全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.0%となり、人件費の増加が避けられないことから、今後ますます生産性の向上が求められることになります。

9月分から厚生年金保険料が変わります。

厚生年金保険料率は平成16年の法律改正により、平成29年9月まで、毎年9月に「0.354%」ずつ引上げられることになっています。平成28年9月分から平成29年8月分までの厚生年金保険料率は次のとおり変更になります。

	現行 (平成28年8月分まで)	変更後 (平成28年9月分から)
厚生年金保険料率	17.828%	18.182%

育児休業等の社会保険料について

妊娠・育児期間中は社会保険料が免除されると聞きました。内容について教えてください。



産前産後休業期間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠又は出産を理由として労務に従事しなかった期間)及び育児・介護休業法により、3歳未満の子を養育するための育児休業期間について、社会保険料(健康保険と厚生年金)が被保険者分・事業主分共に免除されます。



被保険者だけでなく、事業主の社会保険料が免除されるのですか？



被保険者が産前産後休業期間中、または育児休業期間中に、事業主が対象者氏名や休業期間等の必要記載事項を記入し、その申請書を日本年金機構へ提出する必要があります。



育児休業等で厚生年金保険料が免除された期間は、その免除期間に比例して将来の年金額が減額されるのでしょうか？



厚生年金については、産前産後休業期間及び育児休業期間の保険料免除期間中も、休業前の厚生年金保険料と同額の保険料を払ったものとして見なされます。育児休業等を取得したことにより、年金額が低くならないような仕組みになっています。



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kor@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kor@nkgr.co.jp

作成日: H28.8.15
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG